大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大樹町住生活基本計画に基づき、町内の住宅リフォームを行う者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、住宅の長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上等によるリフォーム市場の拡大と町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　町内に建設されている居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有する専用住宅及び併用住宅（住宅部分と非住宅部分が混在している場合は、該当住宅部分とする。）をいう。

（２）　リフォーム　住宅の長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上等を目的とした性能向上のために行う修繕、模様替え等の改修工事のうち、別表第１に定める工事をいう。ただし、維持保全を目的とした住宅の性能向上が認められない修繕、模様替え等の工事はリフォームの対象外とする。

（３）　町内建設業者　町内に本社、若しくは事業所を持つ法人又は町内の個人事業者をいう。

（４）　太陽光発電システム新築及び既存の住宅又は店舗等を兼用する住宅の屋根等への設置に適した、太陽光により発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系することにより利用する一連のシステムで、かつ太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が10ｋＷ未満のもの、かつ、財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているものであるものをいう。

（補助対象）

第３条　補助の対象は、前条第１号に揚げる住宅とし、リフォーム前及びリフォーム後において建築基準法（昭和25年法律第20号）その他関係法令に明確な違反がないものとする。

２　補助の対象者は、次の各号の要件を備えているものとする。

（１）　町内に住所を有する者（第９条に規定する完了実績報告までに町内に転入し、住所を有する予定の者を含む。）であること。

（２）　リフォームを行う住宅の所有者（当該建物の登記が共同名義である場合にあっては、共有者のいずれかの１人に限る。以下「所有者」という。）であり、かつ、該当住宅に現に居住している者（第９条に規定する完了実績報告までに所有者となり居住予定の者も含む。）であること。ただし、町内にある自らが所有しない家屋に、現に居住し、かつ、当該家屋の固定資産税を納付しており、固定資産課税台帳に登録されている所有者の相続人である者も含む。

（３）　町内建設業者によりリフォームを行う者であること。

（４）　補助金の交付決定前に工事に着手していない者であること。

（５）　補助交付申請年度の３月10日までに、リフォームを完了できる見込みの者であること。

（６）　所有者（当該建物の登記が共有名義である場合にあっては、共有者を含む。）が町税等（大樹町町税条例（昭和25年９月９日条例第９号）に規定する普通税、国民健康保険及

び各使用料等）を滞納していない者であること。
（７） 給水管引込工事又は浄水器新設工事にあっては、現に上水道を利用していない者であること。
（８） 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
（補助対象経費）
第４条 補助の対象となる経費は、別表第１に定める工事に要する経費とし、次の各号の経費を除いた額とする。また、消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。
（１） 設計費
（２） 現地調査費
（３） 産業廃棄物運搬処理費
（４） 外構工事費（植栽、庭園、塀、フェンス等）
（５） 家電製品、家具、備品等の購入費及び設置費
（６） 合併処理浄化槽設置工事費及び各種負担金
（７） 介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給基準額等
（８） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく住宅改修費の支給基準額等
（９） 排水設備貸付金制度及び住宅整備資金の貸付制度を利用する住宅のリフォーム費
２ 前項の場合において、併用住宅については、住宅部分のリフォームに要する費用を補助対象経費とする。
（補助金の額）
第５条 町が交付する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額とする。
（１） リフォーム（内窓サッシ設置工事を除く。） 補助対象経費の１／２に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。
（２） 内窓サッシ設置工事 別表第２に定める金額に施工箇所数を乗じて算出した金額とし、12万円を限度とする。
（３） 太陽光発電システム 補助対象経費の１／２に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。
（４） 給水管引込工事又は浄水器設置工事 補助対象経費の１／２に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。
２ 前項の各号を複合的に行う場合は、該当する各号で算定した補助金の額を合算した額とする。
（補助金の交付申請）
第６条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（別記様式第１－１号）及び次の各号の書類（以下「補助金交付申請書等」という。）を添えて町長に提出しなければならない。
（１） 内窓サッシ設置に係る補助金の交付申請にあっては、内窓サッシ設置工事補助金交付申請額算定表（別記様式第１－２号算定表）
（２） 所有者の町税等完納証明書（町内に住所を有する者にあっては、町税・使用料等納入状況調査承諾書（別記様式第１－３号）によることができる。）
（３） 所有者が確認できる書類の写し（登記事項証明書又は登記識別情報（登記済書）。単

独所有の場合において、固定資産税通知書又は固定資産税課税台帳閲覧表にて確認できる場合はこの限りではない。）

（４） 案内図、配置図、平面図等（リフォームの内容が記載されたもの。）

（５） 工事見積書の写し（リフォームに要する費用が明確に記載されているもの。ただし、内窓サッシの設置については、前号の書類により省略することができる。）

（６） 写真（リフォーム施工前の状況を撮影したもの。）

（７） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条第１項の補助金交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行ったうえで、補助金交付の適否を決定した場合は、大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第２号）により通知する。

２　町長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付して補助金交付申請書等の是正を指導することができる。

３　交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

（補助事業の変更等）

第８条　補助対象者は、補助金の交付決定を受けたリフォーム（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付変更承認申請書（別記様式第３号）を町長に提出するものとする。

２　補助対象者は、補助事業を中止するときは、速やかに大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付中止届（別記様式第４号）を町長に提出するものとする。

３　町長は、第１項の規定により補助金交付変更承認申請書の提出を受けた時は、変更承認の可否を決定し、大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第５号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（完了実績報告等）

第９条　補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付完了実績報告書（別記様式第６号）に、次の各号に定める関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１） 写真（リフォーム施工後を撮影したもの）

（２） 補助事業に係る請求書又は領収書の写し（リフォームに要する費用が明確に記載されているもの）

（３） 補助事業の使用資材、機器等に係る規格、仕様及び性能が確認できる書類（出荷証明等）

（４） その他町長が必要と認めるもの

２　前項の規定による完了実績報告は、第７条第１項及び第８条第３項の規定による決定通知を受けた年度の３月10日までに行わなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第10条　町長は、前条第１項の規定による完了実績報告があったときは、速やかに審査をし、必要に応じて現地調査を行ったうえで、申請内容と相違がないと認めたときは、大樹町住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第７号）により補助対象者に通知し、補助金の交付を行うものとする。

２　補助金の交付は、大樹町役場建設水道課窓口で行うものとする。

（補助金の取消し）

第11条　町長は、補助対象者が次の各号いずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申込みその他不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）　正当な理由なくして、第13条に定める書類保存期間前に、補助事業の使用を中止し、又は処分したとき。

（補助金の返還）

第12条　町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

２　前項の場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。

３　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付金額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。

４　前２項の規定に定める違約加算金及び違約延滞金の額の計算にあたっては、これらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

５　前各項の規定による補助金、違約加算金及び違約延滞金の返還については、現金で納付するものとする。

（その他）

第13条　補助対象者は、補助事業に関する書類を備え、これを整理しておくとともに、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（社会資本整備・住宅用内窓サッシ設置補助金交付要綱の廃止）

２　社会資本整備・住宅用内窓サッシ設置補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の日前において、旧要綱（旧要綱による改正前の大樹町住宅用内窓サッシ設置補助金交付要綱を含む。）に基づき完了した補助事業に係る補助金の取り消し、返還、補助事業に関する書類の保管については、なお従前の例による。

附　則（平成28年３月31日告示第47号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月　日告示第　号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

目的による分類		リフォームの内容
１	長寿命化を目的としたもの	構造部改修工事※１ 外壁・屋根改修工事 配管類交換工事 換気設備設置工事
２	省エネルギーを目的としたもの	外部建具・ガラス交換工事 内窓サッシ設置工事※２ 断熱改修工事 ＬＥＤ照明器具設置工事 高効率設備機器設置工事 太陽熱回収設備設置工事
３	住環境の向上を目的としたもの	増築工事 雪対策工事 段差解消工事 手摺設置工事 建具取替工事 内装改修工事 トイレ改修工事 台所・浴室改修工事 暖房・給湯設備等改修工事 給水管引込工事又は浄水器新設工事※３
４	その他	上記以外で住宅の性能向上、新エネルギーの導入等が図れる工事

※１：構造部とは基礎、土台、床組、柱、壁組、梁、小屋組、階段、間仕切、下地用合板等をいう。

※２：内窓サッシとは、住宅に設置している既存の窓の内側に新たに取り付ける樹脂製等による窓で、次世代省エネルギー基準（平成11年基準）の性能が備わっているものをいう。

※３：浄水器は、水質基準に適合する水質まで浄化することができるものとする。

別表第２（第５条関係）

大きさの区分	窓面積	金額（１箇所につき）	摘要
大	2.8m^{2}以上	18,000円	窓面積は、外枠寸法を測定して算出した面積とする。
中	1.6m^{2}以上2.8m^{2}未満	12,000円	
小	0.2m^{2}以上1.6m^{2}未満	7,000円	